# 01 法第21条の3第3項に基づき 下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合の 電子マニフェストの運用について

平成23年4月1日の廃棄物処理法の改正に伴い、**法第21条の3第3項**（参考1 参照）に基づき、建設工事から生ずる廃棄物を下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合のマニフェストの運用については、**平成23年3月17日付け　環廃産第110317001号「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」（第1　産業廃棄物管理票　2.管理票の交付（4）**（参考2 参照）のとおり通知されています。

この場合の電子マニフェストの運用手順は、以下のとおりです（図1参照）。

① マニフェスト登録は、元請業者が行います。
② 「引渡し担当者」の欄には、下請負人の氏名を入力します。
③ 運搬情報は、元請業者の自己運搬として登録します。
※自己運搬する場合には、あらかじめ環境設定で「自己運搬」の設定が必要です。

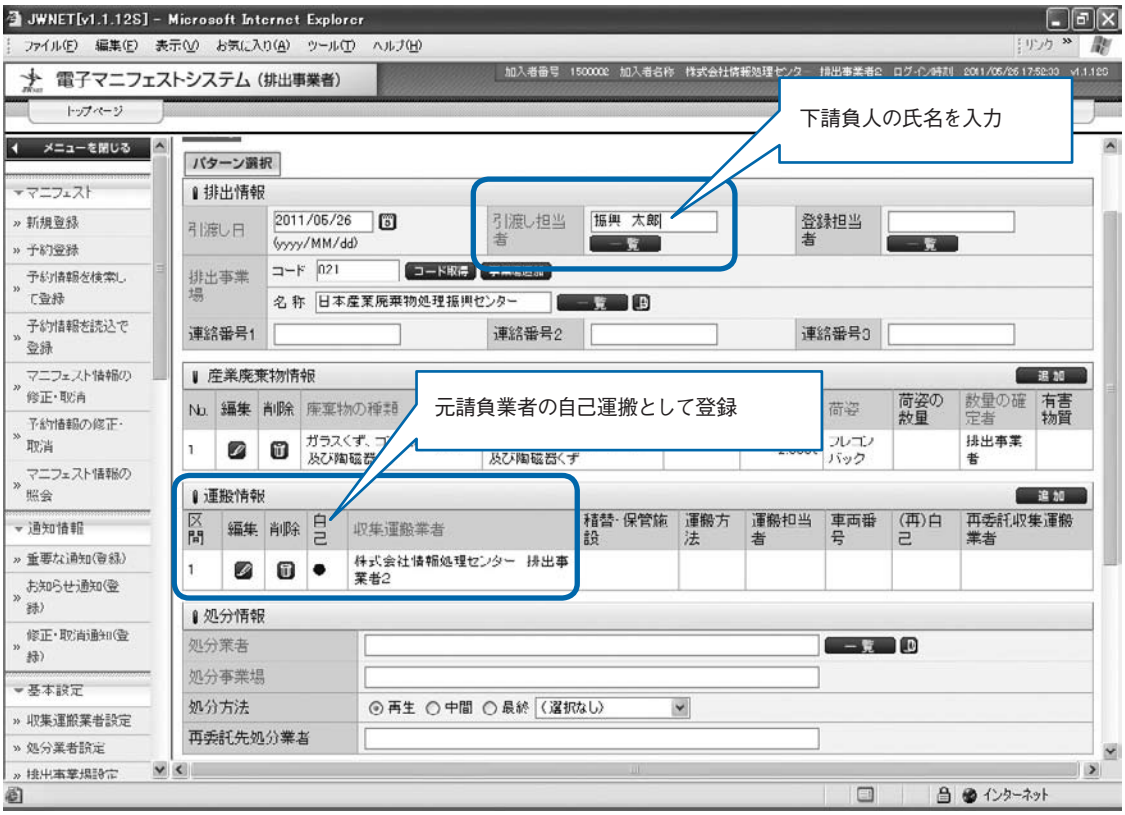



図1 排出事業者のマニフェスト情報登録画面

電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-3668-6513　FAX 03-3668-7323　URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/　e-mail info@jwnet.or.jp

### 参考１　廃棄物処理法第21条の3第3項及び施行規則第18条の2　抜粋

法第21条の３第３項　建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、（省略）当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

規則第18条の２　法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする。

1　次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの

イ　建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの

ロ　引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの

2　次のように運搬される廃棄物であるもの

イ　1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの

ロ　当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者（法第21条の3第1項 に規定する元請業者をいう。）が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの

ハ　当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

### 参考2　平成23年3月17日付け　環廃産第110317001号「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」抜粋

第１　産業廃棄物管理票

2.管理票の交付

(4)　法第21条の３第３項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合

この場合においても、下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に係る管理票は、元請業者が交付すること。なお、元請業者が下請負人を経由して受託者に管理票を交付することは差し支えないが、下請負人は管理票の写しの送付、保存等の義務は負わないこと。

なお、下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合において、元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけではないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」及び「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。ただし、元請業者が下請負人を経由して受託者に管理票を交付した場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

## 02　電子マニフェストシステム（Web方式）の操作シミュレーションソフト

電子マニフェストシステムの操作方法を音声と映像で分かり易く説明した操作シミュレーションソフトを、JWNETホームページに公開しています（図2参照）。JWNET導入に向けての具体的な検討材料、実画面の把握や入力方法の取得、入力担当者のトレーニングなどとして、操作ガイドは幅広くご活用いただけますので、ぜひご利用ください。

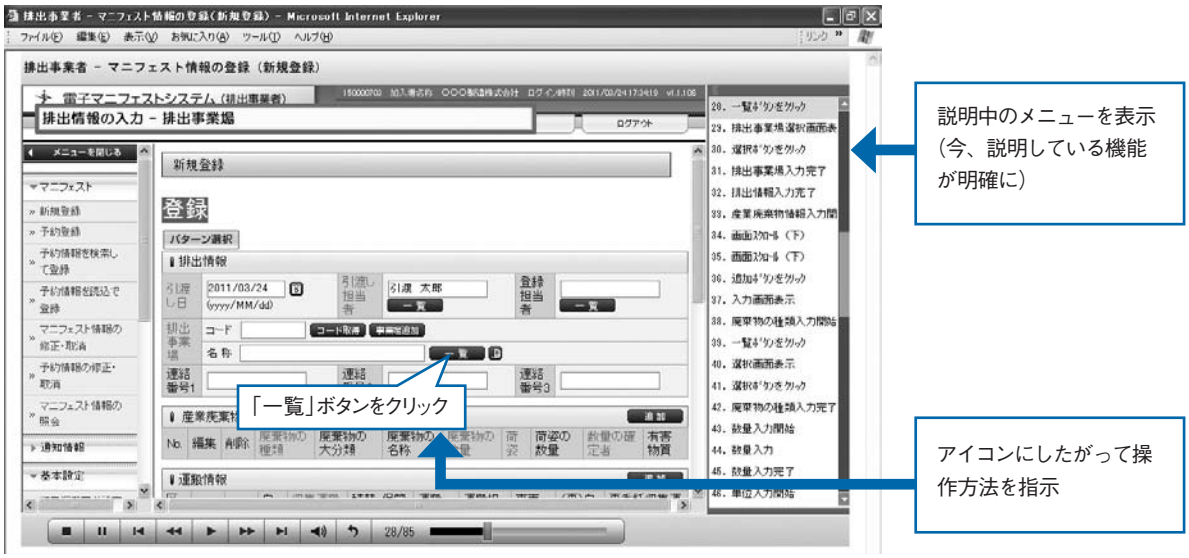



図2 電子マニフェストシステム（Web方式）の操作シミュレーションソフトの操作画面